

保険者間の特定健診等データの移動に係る当面の対応について

(実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループのとりまとめ)

平成 28 年 3 月 31 日

1. はじめに

- 実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループでは、加入者が転職・退職や転居等により加入する保険者が変わる場合に当該加入者の特定健康診査及び特定保健指導に係るデータ（以下「特定健診等データ」という。）がつながらないという課題に対し、保険者間で特定健診等データを移動する方策について検討するため、平成 27 年 11 月 6 日（第 11 回）、12 月 24 日（第 12 回）、平成 28 年 2 月 18 日（第 13 回）及び 3 月 31 日（第 14 回）の 4 回にわたり会議を開催し、実務的な検討を行った。
- 以下は、その結果について、本ワーキンググループとしての一定のとりまとめを行うものである。なお、本ワーキンググループでは、今後の特定健診等に係る第 3 期実施期間（平成 30 年度から 35 年度）に向けた特定健診・保健指導等の内容の見直しや、保険者におけるマイナンバーに関する各種の対応等を行う中で、システム改修を行うことも視野に入れて、更に検討を行うこととする。

2. 保険者間の特定健診等データ移動に係る現状とその後の動き（検討の背景）

(1) 保険者間の特定健診等データ移動に係る現状について

- 加入者が転職・退職や転居等により加入する保険者を替わる場合に、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条では、加入者の移動後の保険者（以下「新保険者」という。）は、当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができることとされ、当該記録の写しを求められた当該加入者の移動前の保険者（以下「旧保険者」という。）はこれを提供しなければならない旨が定められている。
- また、同法に基づき定められている特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号）では、旧保険者が当該記録の提供を行うに当たっては、原則として旧保険者において、あらかじめ、当該加入者の同意を得ることが必要な旨定められているところである。
- こうした法制度について、法制度施行当初（平成 20 年度）の実際の運用としては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」において、
 - ① センシティブ情報として特定健診等データを厳格に取り扱う必要性、
 - ② 本人が主体的に特定健診等データを保管・管理することの重要性等の理由から、保険者間での特定健診等データの移動は、以下の①から③の条件が全て揃う場合のみ為される例外的な取扱いとの整理がなされたところである。

- ① 新保険者が、旧保険者でのデータも含め全体的なデータ管理を行う意向が強い場合
 - ② 本人が新保険者のデータ管理に対する意向に同意・賛同するものの、本人から提供できないために新保険者が旧保険者から提供を受けることに本人が同意する場合
 - ③ 旧保険者が最低保管年限を超えて本人に代わりデータを長期間保管している場合
- このような制度運用の下、保険者間の特定健診等データの移動については、特に一部の市町村国保から被用者保険へのニーズはあったものの、その実施は確認されていないという現状にある。

(2) 保険者間の特定健診等データの移動に係るその後の動き（検討の背景）

- その後、保険者間の特定健診等データの移動に関しては、
- ・ 「日本再興戦略」改訂 2015（医療保健関係）において、特定健診等データについて、マイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年度を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指し、まずは、保険者を異動した場合でも特定健診等データの円滑な引継ぎが可能となるよう、本年度中を目途にその引継ぎ方法について検討を行い、結論を得ることとされたほか、
 - ・ 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 27 号）の中で、特定健診等データ等の保健事業の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことができれば、各保険者での効果的な保健事業の実施が可能になり、加入者自身の健康増進の取組にもつながることから、保健事業の実施に関する事務についても、個人番号の利用範囲に追加されたところである。
- こうしたその後の動きも踏まえ、本ワーキンググループでは、保険者間の特定健診等データの移動について、その具体的な方策を検討するものである。

3. 保険者間の特定健診等データの移動を行うことのメリット

- 現在、国民の死因別疾患で見ても、医療費で見ても、糖尿病を始めとした生活習慣病が中心となる中で、保険者としても、生活習慣病対策としての予防・健康づくりの取組を行っていくことが求められている。
- こうした中、各保険者においては、平成 27 年度から特定健診等データやレセプトデータを活用した効率的・効果的な保健事業（データヘルス）が進められているほか、平成 26 年には、都道府県単位で設置されている保険者協議会の法定化も行われたところであり、これまで以上に、各保険者においてはもとより、保険者協議会の場を活用しつつ、保険者間でも健康課題を共有して、連携して対策を進めていくことが求められている。
- 本ワーキンググループでは、まず、こうした保健事業に関わる最近の動きも踏まえながら、保険者間の特定健診等データの移動が進むことにより、同一の個人について、その特定健診等データがつながることによる今日的なメリットについて整理を行った。

○ その結果、以下のようなメリットがあることについてワーキンググループとして確認したところである。

- ① 保険者がデータヘルス計画の中で、保健事業の実施において対象者の優先順位付けや実施方法の検討に活用することができる
- ② 新規加入者の過去の特定健診等データ（旧保険者の特定健診等データ）を新保険者が得られれば、そのデータを活用し、本人の過去の特定健診等の結果や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となる。
- ③ 本人から、過去の特定健診等結果表を持参して特定健診を受ければ、医師が、過去の連続した特定健診結果を見ることで、健診受診者に対してより個人の特性に応じたアドバイスを行うことが可能となる。

4. 保険者間の特定健診等データの移動を行うに当たっての課題

(1) 保険者における特定健診等データの現在の保管・検索状況

① 特定健診等データの保管状況

・ 国保（市町村国保・国保組合）

： 加入者・資格喪失者ともに、6年プラス当該年度の7年間保管している。

・ 協会けんぽ

： 加入者・資格喪失者ともに、平成20年度から全て保管している。

・ 健保組合

： 加入者は5年間（5年以上保管する組合もある）、資格喪失者は1年（資格喪失の次年度末まで）保管している。

・ 共済組合

： 共済組合によって、加入者について、平成20年度から全て保管している組合、5年間保管している組合等様々な状況になっている。資格喪失者についても、平成20年度から全て保管している組合、1年（資格喪失の次年度末まで）保管している組合等様々な状況である。

② 特定健診等データの検索状況（加入者）

いずれの保険者も、自らの加入者の検索は、基幹（適用）システム等を通じて、被保険者証の記号・番号をキーに検索することが基本的に可能な状況にあるが、以下の場合には検索が困難になっている。

・ 協会けんぽ

： 転職等により支部が変わった場合や、同一支部内であっても適用事業所が変わった場合には、記号・番号が変わるため検索できなくなる。（ただし、必要時には、氏名・生年月日での検索は可能である。）

・ 健保組合・共済組合

： 同一組合内であっても適用事業所が変わった場合には、記号・番号が変わるため検索できなくなる組合がある。（ただし、組合によっては、他にキーとなるIDがあり検索が可能などところもある。）

③ 特定健診等データの検索状況（資格喪失者）

- ・市町村国保
 - ：氏名・性別・住所をキーとして6年プラス当該年度の7年間分は検索可能である。
- ・協会けんぽ・健保組合・共済組合
 - ：基幹（適用）システムから加入者情報を消去する前であれば検索は可能だが、消去する時期は保険者により様々となっている。

（2）現状を踏まえた保険者間で特定健診等データの移動を行うに当たっての課題

（1）の各保険者における特定健診等データの保管・検索状況を踏まえると、現在は以下のようなデータを提供する側及びデータを受け取る側の課題があるため、特定健診等データの移動を一律的・網羅的に実施しようとする場合には、今後のマイナンバー制度の運用状況も踏まえつつ、一定のシステム改修が必要な状況である。

- ① データを提供する側の課題
 - ・ 自らの加入者の特定健診等データを検索することは、現在も基本的には可能な状況である（ただし、被用者保険の適用事業所が変わった場合の対応は課題）。
 - ・ 資格喪失者の検索については、喪失後に基幹（適用）システムから情報を消去する時期が保険者により様々であることや、基幹（適用）システムと特定健診等データを保管するシステムとの関連性がシステムにより様々な状況となっていること等から、データ移動に係る一律的な対応は困難な状況になっている。
 - ・ 検索がなされた特定健診等データの出力・提供方法（紙媒体・電子媒体、様式等）も、現状は様々な状況であり、この点も一律的な対応は困難な状況である。
- ② データを受け取る側の課題
 - ・ どの保険者も共通して、加入年月日以前に実施された特定健診等の年月日は、そのままではシステムに取り込めない（エラー扱いとなる）ため、エラーチェックを外す等の何らかのシステムの対応を要する。

5. 当面の対応方法について

ア. 基本的な考え方

- 上記のとおり、本ワーキンググループとして、保険者間の特定健診等データの移動を行うことの意義やメリットは確認されたが、よりこれを推進するためには、現在進められているマイナンバー制度の動きも踏まえつつ、保険者の所有する特定健診等システムの一定の改修が必要であることも確認された。
- このため、本ワーキンググループでは、まず、システム改修を行うことなく対応可能な方法として、本人を通じたデータ移動を基本とした上で、さらに保険者間の直接のやり取りによるデータ移動とに分け、当面の対応方法として整理を行った。

（1）本人を通じた特定健診等データの移動

- 本人が、自ら保有している過去の特定健診等データを、本人の意思で、新たに加入する保険者へ提供することは、データ移動の方法として、最もスムーズな方法で

ある。

○ 現在も、特定健診等データは、基本的に特定健診等を実施する保険者から加入者本人に対して提供されており、本人が基本的に保有しているが、

① 紛失・散逸してしまっている場合もあり、必ずしも、当該保険者の加入者である期間内の特定健診等データを経年的に管理していない場合が考えられること、

② 仮に、本人が当該保険者の加入者である期間内の特定健診等データの全てを管理していたとしても、新保険者からその提供を求められた場合に同意をすることは限らないこと

等の課題が考えられるため、この方法により特定健診等データの移動を行っていくためには、これらの課題を踏まえた対応を検討することが必要である。

(2) 保険者間の直接のやり取りによる特定健診等データの移動

○ 他方で、保険者間の直接のやり取りによる特定健診等データの移動については、システム改修なく全ての保険者で一斉にこれを行うことは困難であるため、システム改修が行われるまでの当面の対応として保険者が実施可能な範囲を決めることが必要であるととも、その際に可能な限り保険者の事務負担を軽減する観点から、実施する場合の一定のルールや様式をあらかじめ決めておくことが必要である。

イ. 当面の対応方法について

(1) 本人を通じた特定健診等データの移動

○ 本人を通じた特定健診等データの移動を推進するためには、上記の課題を踏まえ、旧保険者が、加入者の資格喪失時に、当該旧保険者の加入期間内の特定健診等データを本人に提供するとともに、新保険者にこれを提供することの本人にとってのメリットを説明することが考えられる。

<本人を通じた特定健診等データの移動を推進するための方策例（被用者保険者⇒国保保険者）>

①資格喪失（退職）前

・本人を通じた特定健診等データの移動を推進するための方策として、例えば、コラボヘルスの一環として、加入事業所の協力を得て、定年退職を控えた時期の加入者（近いうちに資格喪失することがわかっている被保険者等）を対象としたセミナー等の場で、以下の説明を行うことや、該当加入者に書類等を配布してもらうことなどが考えられる。

<説明内容の項目例>

- ・退職後（資格喪失後）の健康管理～健診等について
- ・在職中に受けた特定健診結果データを、これから加入する市町村国保へ提供することにより、保険者が替わっても切れ目なく、市町村国保が実施する健診をはじめとする各種保健事業の参加等がスムーズにできることに活用されること
- ・本人が保管している在職中に受けた健診結果データ等を、本人の意思に基づいて次の保険者へ提供できること

- ・本人が保管の健診結果データ等を紛失しても、本人からの申し出で再発行できること
- ・今のところ、これから新たに加入する市町村国保へ健診結果データ等を提供する考えがなくても、後で考えが変わった場合には申し出ればデータ等を提供は可能であること
- ・ただし、申し出られる期限は、資格喪失の次年度末までであること

<配布書類の例と作業項目>

⇒上記をわかりやすく記載した「説明書」（パンフレット等）等を配布・送付

⇒「データ提供希望確認書」の配布と回収

提供希望データ（電子媒体・紙）、送付先等を記入してもらう

確認書には家族欄（被扶養者）も設け、個別に確認を求める

締切期限等も記載しておく

⇒被保険者証（いわゆる健康保険証）を返却する前に、「被保険者証のコピー」を取って

保管しておくことを勧める、あるいは返却時にコピーして渡す

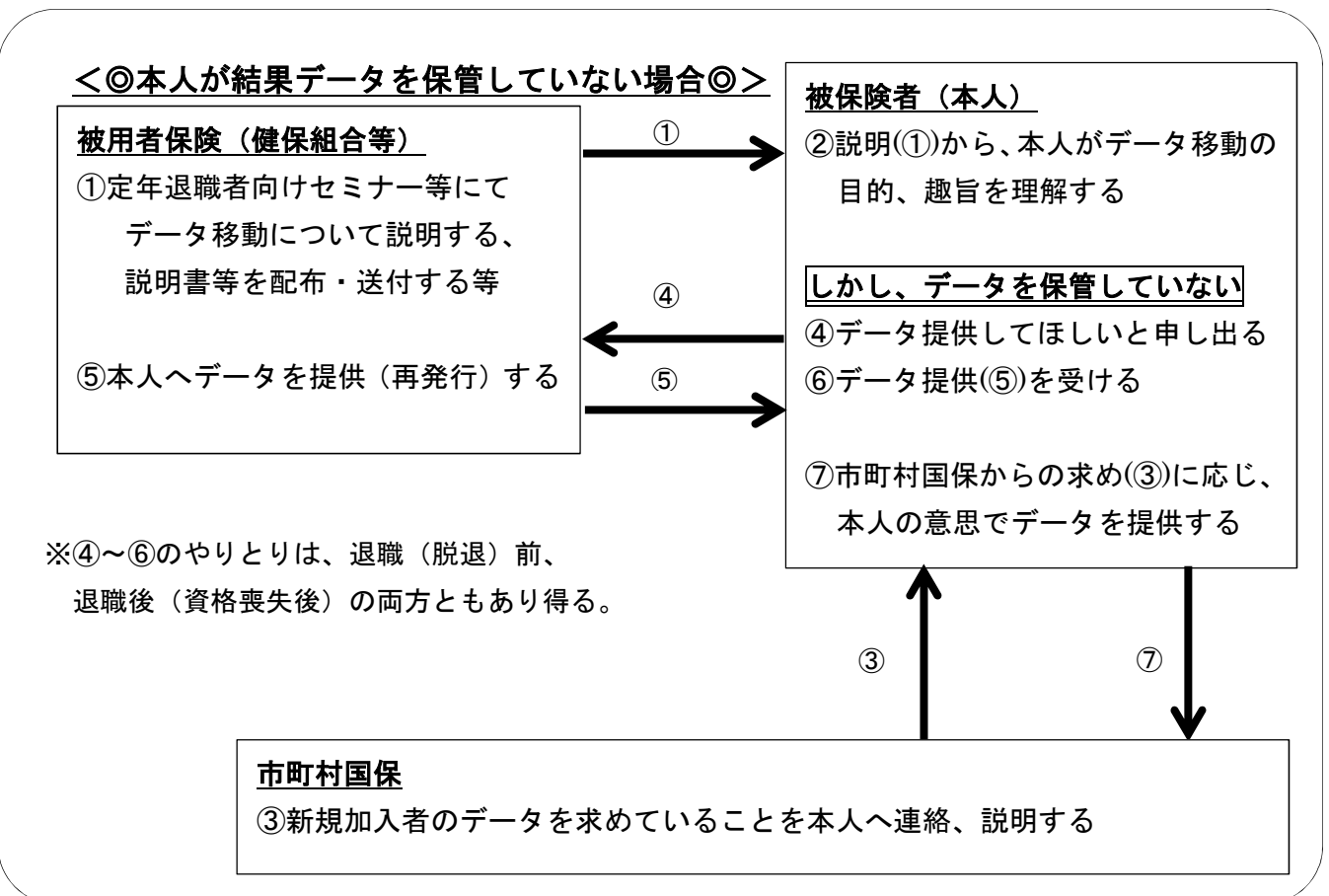
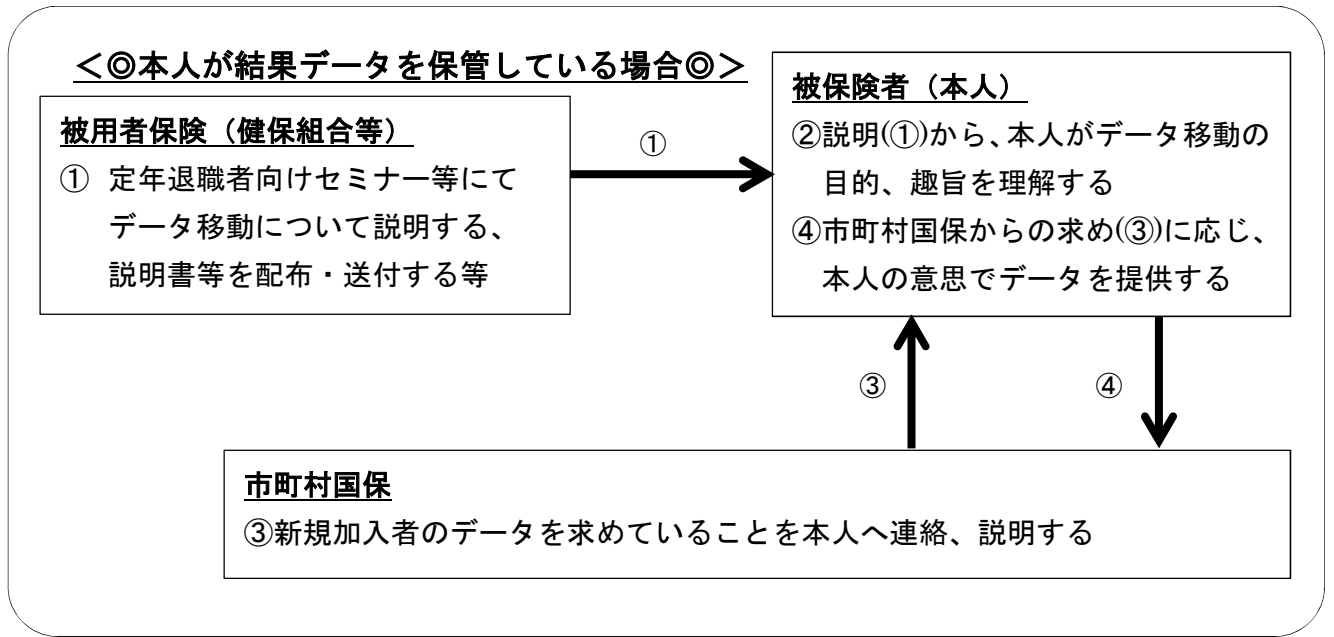
②資格喪失時

- ・資格喪失する際（退職時）の被保険者証の返却手続きを、直接対面で実施するような場合であれば、その際に、上記の説明や、データ提供希望確認書を渡す、あるいは説明書・確認書の送付先をきくこと等も考えられる。加入事業所の協力が得られるなら、該当者へ説明書（[様式例①](#)）・確認書（[様式例②](#)）の配布や送付をしてもらうことも可能である。

③資格喪失後

- ・資格喪失後に、それまで加入していた被用者保険に対して、当該本人からの申し出があった場合は、当該被用者保険では確認書に基づき、当該本人にデータを提供し、本人を通じて新規加入する市町村国保へデータを提供してもらうこととなる。

図表：本人を通じたデータ提供のフロー図



※上記の手続きで活用する様式例は、別添の様式例①及び様式例②、委任状様式例⑥を参照

(2) 保険者間の直接のやり取りによる特定健診等データの移動

- 本人を通じたデータ提供ができない場合に、保険者間でのデータ移動となるが、この場合であっても、本人の同意を取得することが前提となる。
- システム改修が行われるまでの当面の対応として以下のような一定の範囲でのデータ移動を行うこととする。
 - ① 平成 28 年 4 月 1 日以降に定年退職し、その後被用者保険から市町村国保に新規加入した者を対象とする（当面は被用者保険の被保険者本人を対象とする）
 - ② 提供するデータは電子媒体又は紙媒体とする
 - ③ データの内容は被用者保険で提供可能な特定健康診査の結果のみとする
 - ④ 市町村国保は、例えば特定保健指導の初回面接時等で必要な場合に、過去の特定健診等結果データを求めることとする（単にデータの把握・収集を目的として実施しない）

<電子的なデータの場合>

平成 20 年度からの特定健康診査の結果のうち、提供できる直近の年数分（回数分）のデータで、XML 仕様による実績報告における当該者のいわゆる個票のうちの「健診結果・質問票情報」（ただし匿名化処理前）と同じものとする。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/dl/info03j-130329_02.pdf

<紙媒体のデータの場合>

平成 20 年度からの特定健康診査の結果のうち、提供できる直近の年数分（回数分）のデータで、「特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」図表 12 の様式例に示す「特定健康診査受診結果通知表」か、もしくは保険者にて印字可能な特定健診結果のフォーマットとする。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03d.html>

※データの提供を求めたい市町村国保は、予め都道府県保険者協議会等の場で、被用者保険との間で調整や、具体的な連携方法の相談をしておくことが必要である。

※保険者間での調整や相談では、データの媒体の種類（電子媒体は CD-R や DVD が考えられるが、紙媒体もある）や、電子媒体の暗号化（匿名化処理をしないデータのやりとりには暗号化処理を施す）等について、双方が実施可能な連携方法を打ち合わせておくことが必要である。

※データの提供を求めたくても、前に加入していた被用者保険において、当該者が特定健診をずっと受けていなかった、あるいは加入期間が 1 年間に満たなかった、もしくは特定健診対象の除外規定に該当となっていた等で、特定健診結果データ自体が存在しない場合もあり得る。

※データの提供を求めたいと考える市町村国保は、予め被用者保険との相談において、当該者のデータ自体が存在しない場合も想定して、データ連携の実現可能性の高い定年退職者の特定健診結

果データ連携から着手する等、当面は無理のない範囲で具体的な対応を打ち合わせておくことが必要である。

＜保険者間の直接のやり取りによる特定健診等データの移動を推進するための方策例（被用者保険者⇒国保保険者）＞

① 新規加入（適用）の手続き時

- ・保険者間でデータ移動を行うに当たっては、本人への書類送付や同意を得る手続きが煩雑となる現状を踏まえ、データ提供の目的やメリット等の説明も記載した同意書を用意し、例えば、新規加入の手続き（適用）の場面など、直接本人が手続きの窓口に来る機会を活用してこれを行うことが考えられる。

② 新規加入後

- ・既に市町村国保の加入手続きが済んでいる加入者の旧保険者のデータについて、当該市町村国保がこれを求める場合には、まずは、当該加入者に対し、データ提供の目的やメリット等を記載した説明書を送付し、当該加入者自身が保有する特定健診データの写しを提供してもらうことが考えられる。
- ・当該加入者が、特定健診データを紛失・散逸等で保有していない場合には、保険者間の直接のやり取りにてデータ提供を受けるため、本人の同意を取得する必要がある。
- ・上記を整理すると、以下のような手順（フロー）により対応することが考えられる。

＜対応の手順＞

- ① 当該加入者がデータ移動に同意する場合で、当該加入者が保有する今まで受けた特定健診データの写しを提供してくれる場合は、当該加入者から返送してもらう。
- ② 当該加入者が特定健診データを紛失・散逸等し保有していない場合には、当該加入者の同意を得て、保険者間のデータ移動を行うこととなる。
- ③ なお、その際、加入者の意向によっては、加入者自身が、直前に加入していた被用者保険の保険者にデータ提供の申し出をして、当該保険者がその申し出に基づいて特定健診データを加入者に送り、加入者自身が市町村国保へ提供するルートもあり得る。（この場合は、加入者の意思でデータを提供するので、上記の（１）本人を通じた特定健診データの移動をより推進するための方策となるため、同意書は不要。）
- ④ 特定健診データの提供を求める市町村国保は、当該加入者の居住地へ必要書類（説明書様式例③-1 様式例③-2・同意書様式例④・返送用の封筒）を送付する。
- ⑤ 当該加入者に、特定健診データの移動に係る必要事項を記載してもらった上で、市町村国保へ返送してもらい、それらを受けて当該市町村国保の担当者から、当該加入者が直近まで加入していた被用者保険の保険者へ連絡する。
- ⑥ 当該市町村国保の担当者から、当該被用者保険の保険者の担当者へ、必要書類（必要事項を記載した様式例④及び様式例⑤）を送付する。（簡易書留または宅配便等で送付し、送料はデータの提供を求める差出人である当該市町村国保が支払う。）
- ⑦ 当該被用者保険の保険者では届いた書類を確認した上で、当該加入者の特定健診データを抽出し、予め保険者間で調整・相談した方法で、提供するデータを整える。

- ⑧なお、当該被用者保険の保険者にて確認の結果、書類上に不備があった場合や、当該加入者が特定健診を受けていない等の理由により特定健診データが存在しない場合には、速やかに当該市町村国保の担当者へ連絡し、状況を説明した上で、対応を相談する。
- ⑩当該被用者保険の保険者は、特定健診データを着払等の宅配便等で、当該市町村国保へ送付する。
- ⑪当該市町村国保は、送付にかかる料金を支払い、届いたデータを活用する。

<留意点>

- ※本人へ書類を送付する際は普通郵便でも差し支えないが、本人から返送の場合は個人情報を含む内容の書類等もあることから、簡易書留もしくは宅配便等とすることが適切である。
- ※本人から特定健診データを提供してもらう場合には、機微情報であることを踏まえ、追跡可能な宅配便等の確実に届く方法により、かつ、本人に送料の負担をさせない着払方式により行うことが考えられる。
- ※保険者間の直接のやり取りにより特定健診データを提供する場合に、保険者同士が近隣であれば、担当者間で直接手交することもあり得るが、行き違い等によるデータ紛失等を避けるために、保険者間で予め打ち合わせをしておくことが必要である。
- ※特定健診データの提供について、電子メールの添付ファイルやファックスにより行うことは、個人情報の取扱い上、不適切である。
- ※加入者が、直前に加入していた被用者保険の保険者の名称等がわからない場合は、特定健診データの移動の対象とはならない。

図表：保険者間の直接のやり取りによるデータ提供のフロー図

＜◎市町村国保へ加入した後であって、健診結果データを本人が保管していない場合◎＞

＜データ提供を求める保険者＞

市町村国保

- ① 当該市町村国保は新規加入者のデータを求めていることの説明を記載した同意書等の書類を、本人の居住地へ送付する
- ③ 本人から同意書等が送られてきたら、本人が直近まで加入していた被用者保険へ一報する
- ④ 被用者保険の担当者へ、同意書と依頼書等を送付する
- ⑥ 被用者保険から健診データが届いたら、送料を支払う（着払方式）

★必要時、当該被用者保険と連絡を取り合い、調整・相談する

① 書類送付

② 同意なら返送

被保険者（本人）

- ※新規に加入した市町村国保からの書類にて、過去の健診データ活用の目的、趣旨を理解し、提供に同意するも、**本人がデータを保管していない**
- ② 直近まで加入していた被用者保険が保有する本人の健診結果データを、現在加入している市町村国保へデータ提供することに同意する場合、送られてきた書類に必要事項を記載し、当該市町村国保へ着払方式にて返送する

★保険者間の直接連携では、被保険者本人のみのデータを対象とする

③ 一報

④ 書類送付

⑤ データ提供

＜データを提供する保険者＞

被用者保険（健保組合等）

- ③ 市町村国保から一報を受ける
- ④ 市町村国保から送られた書類を確認する
- ⑤ 当該本人の健診データを抽出し、市町村国保へ着払方式にて送付する

★必要時、当該市町村国保と連絡を取り合い、調整・相談する

予め

保険者協議会等の場等を活用するなど、保険者間で、必要な調整や相談をしておくことが必要。

※上記の手続きで活用する様式例は、別添の様式例③-1 様式例③-2 様式例④及び様式例⑤を参照

様式例① 被用者保険が作成する説明書の例

※実際の状況に応じて作成のこと。

このたび定年退職を迎えられる皆様へ

在職中は会社と健保組合が、皆様の健康管理のお手伝いをしておりましたが、ご退職後は、ご自身で健康管理をしていただくこととなります。

ご退職とともに、現在ご加入の〇〇健康保険（共済）組合から脱退され、お住まいの市町村国民健康保険にご加入されることとなります。

これからご加入される市町村国民健康保険では、特定健康診査をはじめとする各種の保健事業を実施していますが、在職中にお受けになった特定健康診査等の結果データを、ご自身で市町村国保へ提供していただくことで、これからの各種保健事業に活用されるとともに、ご自身の今後の健康管理についての支援を受けやすくなることや、各種の健康づくりイベントへの参加案内を得られやすくなるなどのメリットがございます。※保健事業の詳細は各市町村国保によって異なります。

つきましては、今までお受けになった特定健康診査等の結果通知表を、ご自身で保管されていらっしゃると思いますので、直近の数年度分についての写しを、これから加入される市町村国保からの求めに応じて、ご提供されることをお勧めいたします。

もしお手元の結果通知表を紛失した場合や、ご退職の記念として結果通知表をご希望される場合は、〇〇健康保険組合へお申し出いただければ、再発行・ご提供いたします。

＜結果通知表の再発行・ご提供をご希望される場合＞

○本書に添付しております「データ提供希望確認書」に、必要事項をすべてご記載の上、当健康保険組合へお送りください。

○当健康保険組合では、ご退職された方の健診等の結果データを、国が定めた期間である次年度末まで保管しておりますので、お申し出の期限は平成〇〇年3月31日までとさせていただきます。

○ご本人様以外のご家族様につきましては、当健保組合に加入時に40歳～74歳の被扶養者様で、当健保組合が実施した特定健康診査をお受けの場合に対応いたします。

○現在お持ちの健康保険証（被保険者証）は、ご退職時にご返却させていただきます。

ご退職後に「データ提供希望確認書」によるお申し出をされる場合などに備えて、ご返却前に健康保険証の写しをとって、お手元に保管いただくことをお勧めいたします。

平成〇〇年〇月〇日 〇〇健康保険組合 〇〇課 担当：〇〇
所在地：・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電話：・・・・・・・・

様式例② データ提供希望確認書の例

※被用者保険（説明・配布）⇒本人が記載⇒被用者保険。※実際の状況に応じて作成のこと。

データ提供希望確認書

私は、〇〇健康保険組合からの説明書を読んで、今まで受けた特定健康診査結果通知表の再発行・提供を希望しますので、本確認書に必要事項を記載・提出により、申し出をします。

申し出の年月日：平成 年 月 日

（ふりがな）

氏名： 印 性別：男・女 生年月日：昭和 年 月 日生

※退職に伴い姓名を変更した場合は、在職中の姓名を記載してください。

被保険者証記号・番号： 続柄：本人 家族

※当健康保険組合の記号・番号を記載するか、健康保険証（被保険者証）の写しを添付してください。

※ご家族の場合は、別途ご本人への委任状を添付してください。

退職直前の勤務先事業所名： _____

＜特定健康診査結果通知表データについて＞

・希望するデータの媒体：紙媒体→印刷 コピー

電子媒体（PDF版）→CD-R DVD

・希望するデータの範囲：最近受けた5年度分の結果 健保組合で保管のすべて

※特定健診結果は最低5年間の保管年限が定められており、当健保組合では〇〇年分を保管しています。

・データの送付先

宛名（氏名）： _____

宛先：〒 〇〇県〇〇市〇〇

電話番号：

※確実にデータがご本人に届く送付先で、アパート・マンション名等も正確に記載してください。

＜留意事項＞

○本確認書によるお申し出の期限は、平成〇〇年3月31日までです。

○本確認書は、ご本人用となっております。ご家族（被扶養者）が、今までお受けになった

特定健康診査結果通知表の再発行・提供をご希望の場合は、本確認書をコピーして、

ご本人とは別に必要事項を記載し、別途の委任状とあわせてお申し出ください。

○データは、電子メールやファックスではお送りできません。

様式例③-1 市町村国保が作成する、新規加入者への説明書の例

※市町村国保⇒本人

※実際の状況に応じて作成のこと。

このたび〇〇市国民健康保険へご加入された皆様へ

このたびは長らくお勤めになりました職場をご退職されたことに伴い、今までご加入の医療保険（健康保険組合等）から脱退され、当市町村国民健康保険（以下、当国保と記載）にご加入されることになりました。

当国保では、特定健康診査をはじめとする各種の保健事業を実施していますが、今まで在職中にお受けになった特定健康診査の結果通知表のデータを、当国保へご提供していただきたいと存じます。

<データをご提供いただく目的>

当国保では、ご加入者の皆様の貴重なデータを活用して、皆様の健康のご様子をみさせていただきながら、皆様にとって必要な各種保健事業を計画しております。そのため、新規にご加入される皆様が、今までお受けになった健診結果データをご提供いただくことで、さらに正確なデータ分析を行って、皆様に直接お役に立てる保健事業サービスを提供いたします。

<ご提供いただくメリット>※下記は一例。実際に実施する保健事業を記載のこと。

○新規にご加入された皆様の今後の個別健康管理についての支援をいたします。

○皆様の健康づくりのお役に立てる各種イベントへの参加案内をお送りいたします。

つきましては、今までお受けになった特定健康診査の結果通知表を、ご自身で保管されていらっしゃると思いますので、直近の数年度分についての写しをご提供くださいますよう、お願い申し上げます。

<データのご提供にご同意いただける場合>

○お手元に保管されている結果通知表の写しを、着払方式にて下記へお送りください。

○着払方式用の封筒は、担当からお送り（お渡し）いたします。

○ご不明の点などは、お気軽に以下へお問い合わせください。

〇〇市町村役場 国民健康保険□部△課 担当：〇〇

所在地：・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電話：・・・・・・・・

様式例③-2

※市町村国保⇒本人

※この様式は、市町村国保が新規加入者本人へ様式③-1にて説明したが、本人が過去の特定健診等結果を紛失しており、保険者間でのデータ移動について、当該被用者保険とは、既に相談・調整が済んでいる場合に使用する様式で、同意書様式④とあわせて、市町村国保から本人へ送る書類。

※実際の状況に応じて作成のこと。

様

このたびは当〇〇市国民健康保険へ新規にご加入になりましたが、過去にお受けになりました特定健康診査等の結果をご提供いただきたい旨をご説明いたしました。

その後、過去にお受けになった健診等の結果につきまして、保管されていない由をおうかがいしました。

当国保と、その前にご加入されていた〇〇健保組合（あるいは〇〇共済組合、全国健康保険協会〇〇支部）との間では、ご退職により医療保険を替わられた場合のデータを移動する調整が済んでおります。

医療保険者間で、〇〇様のデータを移動させていただくことにご同意いただければ、同封の同意書に必要事項をご記載の上、当国保へお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

<留意点>

○データの移動にご同意いただけない場合は、同意書の返信は不要です。

○ご同意いただける場合は、必要事項をご記載いただいた同意書を、返信用の封筒にて、当国保（下記の担当宛）へお送りください。

○返信用の封筒は、着払方式となっております。お手数ですが、お近くのコンビニエンスストアに着払いの宅配便の扱いでお渡してください。

○なお、本件でご同意いただけ、データの移動ができますのは、ご本人様のみとさせていただきます。（ご家族様のデータ移動には対応いたしません）

○ご不明の点などは、お気軽に以下へお問い合わせください。

〇〇市町村役場 国民健康保険〇部△課 担当：〇〇

所在地：・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電話：・・・・・・

様式例④ 同意書の例

※市町村国保（説明・配布）⇒本人が記載⇒市町村国保⇒被用者保険

※実際の状況に応じて作成のこと。

本人が過去に受けた特定健康診査等の結果を紛失した場合の同意書

(御中)

※退職まで加入の医療保険（健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会都道府県支部）の名称を記載。

※医療保険の名称が正確でない場合、データの提供はできませんことにご注意ください。

私は、このたび新規に加入する市町村国民健康保険からの説明を受けて、今まで加入していた医療保険が実施した、私が受けた特定健康診査結果通知表のデータを、当国保へ提供することに同意します。

同意の年月日：平成 年 月 日

(ふりがな)

氏名： (旧姓：) 印

※退職に伴い姓名を変更した場合は、前の医療保険を脱退される直前までの姓名も記載してください。

※本同意書は、被保険者ご本人の同意書となります。ご家族（被扶養者）は含まれません。

住所： 〒 ○○県○○市○○

電話番号： _____

性別： 男・女 生年月日： 昭和 年 月 日生

被保険者証記号・番号： _____

※退職まで加入していた健康保険証（被保険者証）の記号・番号を記載するか、写しを添付してください。

退職直前の勤務先事業所名： _____

◎このたび新規に加入した市町村国民健康保険の名称・所在地

名称： _____

所在地： _____

様式例⑤ 依頼書の例

※市町村国保⇒被用者保険。※実際の状況に応じて作成のこと。

データ提供依頼書

〇〇健康保険組合 〇〇課 ご担当 〇〇 様

※退職まで加入の医療保険（健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会都道府県支部）の名称を記載。

下記の方は、このたび退職により貴保険者を脱退し、平成〇年〇月〇日に当〇〇市国民健康保険へ新規に加入されました。貴保険者にて実施されました特定健康診査結果通知表のデータを当国保へ提供することに同意されましたので、データのご提供をお願いいたします。

<データのご提供をいただきたい方の情報>

(ふりがな)

氏名： _____

性別：男・女 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

被保険者証記号・番号： _____

資格喪失日：平成〇〇年〇月〇日

退職直前の勤務先事業所名： _____

本人の住所：〒 . . . - 〇〇県〇〇市〇〇

電話番号： _____

<本依頼書に添付する書類> ※該当に

同意書

前に加入の保険者の被保険者証の写し

データ送付の封筒 ※着払方式の宅配便の封筒と伝票等

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

名称： 〇〇市国民健康保険 〇〇課〇〇係 担当〇〇 _____

所在地：〒 . . . - 〇〇県〇〇市〇〇 _____

電話番号： _____

※新規に加入した市町村国民健康保険の名称・所在地等

様式例⑥ 委任状の例

※被用者保険⇒本人⇒家族⇒本人⇒被用者保険

※本人を通じたデータ移動で、家族（被扶養者）が受けた特定健康診査等結果データも、本人分と合わせて再発行・提供を希望し、その手続きや取扱いを本人に委任する場合に使用する委任状の例。

※被保険者だけでなく、被扶養者分の結果の再発行・提供にも対応できる被用者保険が使用する。

その際は、本人・家族の確認を充分に行い、間違いのないように留意する。

※様式例②を、本人分とは別に、家族分をコピーし、委任状とあわせて手続きをする想定
※実際の状況等に応じて作成のこと。

委任状

私、〇〇 〇〇（氏名）は、私自身が過去に受けた特定健康診査の結果を、〇〇健康保険組合へ再発行・提供していただくにあたり、その手続きと取扱いについて、続柄〇〇（例：夫）である被保険者〇〇 〇〇（氏名）に、全面的に委任します。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇健康保険組合 御中

被扶養者氏名： _____ 印 被保険者との続柄： _____